



平成 31 年 3 月 吉日

お客様各位

セイノーロジックス株式会社

(横浜) 045-682-5315

(大阪) 06-6260-1031

(名古屋) 052-221-7221

インド向け HS CODE および PAN NO. 記載のお願い

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、インド税関は、すべてのインド諸港揚げ・または経由する輸入貨物を対象に HBL 上への下記項目の記載を義務付ける通達を出しました。新たな規則は、貨物のマニフェスト提出期限や要求内容を変更するもので、船社はインド向け本船の最終寄港地出港前までにデータを提出する必要があります。HBL 上への記載がない場合には、貨物到着や引き渡しの遅れ、それに伴う追加費用が発生する可能性もございますので、十分ご留意いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

対象仕向け地 : すべてのインド諸港揚げ・または経由貨物

適用開始日 : 2019 年 3 月 1 日以降 現地到着分より
(すでに出港済みのお船積に関しましては、個別に必要事項を確認させていただいております。)

記載項目 : 1. HS CODE (統計品目番号 : 6 桁)
2. CONSIGNEE および NOTIFY PARTY の PAN ナンバー
※CONSIGNEE が TO ORDER の場合は NOTIFY PARTY のみ
(Permanent Account Number = インド所得税当局が発行する 10 桁の納税者番号)

以上